

2020年9月2日
損害保険ジャパン株式会社

中小企業向け事業活動総合保険『副業パッケージプラン』の販売開始 ～本業の企業が被る副業中の労災リスクを補償～

損害保険ジャパン株式会社（取締役社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン」）は、中小企業向けの主力商品である事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」において『副業パッケージプラン』を2020年9月1日から販売します。

1. 背景・目的

厚生労働省によると、2017年時点で副業を希望する人は全国に385万人いたとされています。新型コロナウイルス禍で、在宅勤務が広がり通勤がなくなったことで空いた時間を有効活用したり、営業自粛等による収入減を補填したりするために、副業を希望する人は今後も増加すると考えられます。また、昨今は副業・兼業を容認する企業が増加しています。

一方で、企業は副業を容認することにより、従業員の長時間労働を原因とした過労による労災事故発生時の責任所在の判別困難性への懸念から、副業を容認しづらいという声がありました。

このたび、損保ジャパンは副業の導入を検討している中小企業を後押しすることを目的として『副業パッケージプラン』を開発しました。

2. 『副業パッケージプラン』の概要

（1）補償内容

お客さまのニーズに応じて必要な補償を組み合わせでご加入いただくことが可能です。

①使用者責任を問われた際の補償

従業員の過労等の健康被害による労災事故について、本業および副業の企業双方が労働契約法第5条の安全配慮義務に違反したとして訴訟となった場合の争訟費用等を補償します。訴訟の結果、本業が政府労災認定され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害についても補償します。

②副業中のケガの補償

企業の従業員が副業先の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合の死亡・後遺障害補償保険金や入院補償保険金等をお支払いします。

（福利厚生の一環として、従業員の副業中の補償を充実させたいという企業向けの補償です。）

【事故例】

補償	事故例
①	本業および副業合算の総労働時間が長時間労働を誘発し、従業員が過労死した。本業について適切に労務管理をおこなっていたにもかかわらず遺族から損害賠償請求され、応訴する費用が必要となった。
②	副業としておこなっていた宅配代行業で、自転車で走行中に転倒し入院した。

(2) 付帯サービス

『副業パッケージプラン』にご加入のお客さまは、以下の付帯サービスを無料でご利用いただけます。

①就業規則チェックサービス

企業の就業規則に問題がないか、条文ごとに社会保険労務士によるチェックが受けられるサービス

②こころとからだホットライン

企業の役職員が心と身体の健康に関するご相談や日常の悩み等を電話相談できるサービス

(人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただけます。)

③ストレスチェックサポートサービス

厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムをご利用いただけるサービス

【ご参考】「ビジネスマスター・プラス」の概要

中小企業が抱えるさまざまなリスク（物損害・賠償責任・労働災害・休業損失）を包括的に補償するパッケージ型商品です。必要な補償を自由に選択することができます。また、補償の対象となる物件等の明細を不要とするなど、加入手続きを簡素化していることも特長です。

以上